

紀の川市下水道事業経営戦略

団 体 名 : 紀の川市

事 業 名 : 公共下水道事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 29 年度 ~ 平成 38 年度

本市は和歌山県北部の紀の川流域に位置する市であり、平成17年11月7日、那賀郡打田町、粉河町、那賀町、桃山町、貴志川町が合併し新たに紀の川市となりました。紀の川市公共下水道は、紀の川の公共水域の水質保全に資するとともに、市民の快適で衛生的な生活ができる環境づくりを進めるため、公共下水道事業により整備を行っています。紀の川市公共下水道事業は、紀の川中流域下水道(那賀処理区)事業の計画決定のもと、事業認可を取得し、平成20年12月より一部供用開始しています。少子高齢化や人口減少していく中、限られた財源の中で効率的な整備が求められ、今後は法適用に伴い、独立採算運営が要求されます。将来にわたり、安定的に事業を継続していくため、今後の財源見通しを試算し、財源確保と投資の合理化を図るため、公共下水道事業について経営戦略を定めました。

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成20年度(供用開始後8年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	平成32年4月1日(地方公営企業法の一部適用を予定)
処理区域内人口密度	36.5人/ha ※平成27年度末	流域下水道等への 接続の有無	有
処理区数	1(旧5町別の処理区域を流域下水道処理施設で処理しています)		
処理場数	平成28年度末の特定環境保全公共下水道の公共下水道への接続に伴い、特定環境保全公共下水道長山処理場を廃止予定です。		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	広域化については、紀の川市公共下水道は、流域下水道に接続しています。最適化については、老朽化が進み、機械電気等の処理機能に支障をきたし、随時修繕をしながら、維持管理をしている状況の特定環境保全公共下水道を統合し、今年度末で公共下水道への接続を行います。また、山間部等の集合処理が適さない地区については、計画区域に含めず、補助金制度を活用できる合併浄化槽での汚水処理の対象地域となっています。		

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	下水道使用料は、下水道事業の運営に係る経費のうち、私費として負担すべき経費を回収するために使用者から徴収するものであり、その徴収根拠及び、設定の原則は下水道法第20条に規定されています。 使用料は、 ①下水の量及び水質その他使用者の使用の態様に応じて妥当なものであること。 ②能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること。 ③定率又は定額をもって明確にさだめられていること。 ④特定の使用者に対し不当な差別的取扱をするものでないこと。 これらの原則により定められています。 本市の使用料については、下水道サービスを提供するために必要な費用(維持管理費)、地方債の支払利息、今後の投資や資産維持のための費用(資本費)を考慮し、また、総務省自治財政局通達(平成18年総財経第69号)が提示する、平均的な排水量(1月あたり20立方メートルの家庭で1月あたり3,000円程度の負担)を参考にして、決定しました。その後、平成26年4月に消費税率の変更に伴う改定を行いました。 一般 基本料金10㎡まで1,404円(税込)、超過料金10㎡を超え1㎡あたり172円(税込) 公衆浴場 基本料金なし、超過料金1㎡あたり10.8円(税込) なお、平成29年4月より、特定環境保全公共下水道(長山地区)が公共下水道に接続となることから、公共下水道の料金体系に移行することになります。		
条例上の使用料*2 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度 3,040円	実質的な使用料*3 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度 3,180円
	平成26年度 3,120円		平成26年度 3,240円
	平成27年度 3,120円		平成27年度 3,320円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	下水道事業会計・料金・維持管理担当6名 下水道事業整備計画・施工担当4名
-------	---

事業運営組織	事業運営については、市で運営しており、随時組織の効率化、事業の見直しなど実施しています。職員数については年々減少傾向となっています。今後も引き続き経営の効率化、事業にあわせた適切な人員配置等の検討に努めます。 また、市議会議員、学識経験者、受益者代表で構成されている紀の川市公共下水道事業運営審議会が設置されており、下水道事業等に関する計画の策定や、計画の進捗状況と推進、経営戦略策定を含む、その他下水道事業の運営に関して必要な事項を調査審議しています。
---------------	--

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	現場技術業務委託(現場での技術支援)、下水道台帳システムデータ入力業務・保守業務委託、公共下水道水質検査委託、マンホールポンプ施設通信システム管理委託
----------------	---

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表を添付すること。

<p>経営分析表(市ホームページで公表)</p> <p>1・経営の健全化・効率化について</p> <p>平成27年度決算において、公共下水道事業収益では、料金収入が総収益の12.6%、一般会計からの繰入金全体の84.8%で、収益の大部分を占めています。維持管理費や管渠建設費用に充てた地方債の償還金を料金収入だけで賄いきれないため、一般会計からの繰入金で経営を支えている状況です。</p> <p>今後は、接続率向上のため未接続世帯への戸別訪問等、普及促進活動を更に強化していくとともに、将来の地方償還金の負担増大を考慮に入れながら、整備計画区域についての縮小など、計画の見直しを行っていく予定です。</p> <p>なお、当市の公共下水道の汚水処理は全て県営の流域下水道処理施設で行っていますので、施設利用率の数値はありません。</p> <p>2・老朽化の状況について</p> <p>平成20年度供用開始より8年度目となることから、将来的に管渠施設の長寿命化や修繕計画が必要になると考えられます。また、平成29年4月より公共下水道に接続する特定環境保全公共下水道の老朽化に伴う管渠の修繕等について、引継いで実施する予定です。</p> <p>3・全体総括</p> <p>主収入源の料金収入の更なる確保のため、接続率向上に努め維持管理費等の経費を削減し、また管渠整備箇所については費用対効果を検証し、今後は厳しい経営状況と財政状況を踏まえ、整備計画区域についての縮小など、計画の見直しを行っていく予定です。</p>	
--	--

2. 経営の基本方針

快適で衛生的な生活ができる環境づくりを進めるために、家庭や工場からの排水を適切に処理する污水处理施設の整備と普及を促し、良好な水質と水生生物の生息環境を実現させ、自然の豊かさを満喫できる河川環境があるまちづくりを目指します。また、家庭の雑排水や工場排水が、河川等の環境に大きな影響があることを、市民に認識してもらい環境保全に関する取組みを促し、環境にやさしいまちづくりを目指します。将来にわたり安定した下水道サービスを提供するため、効率的な下水道整備への投資と維持管理を行い、整備区域での下水道への接続を促すように市民の理解を広げます。また、経費の削減と適切な料金設定により、下水道経営の健全化を図ります。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

整備計画については、早期の整備が可能である流域下水道幹線の近隣区域、公共性の高い施設の周辺区域、比較的住宅等が密集している区域を中心に継続して整備を進め、現在取得している認可区域406.13haの早期完成を目指します。(平成27年度末で223.46ha整備済)
また、特定環境保全公共下水道長山処理場及び管渠等の処理施設は、老朽化が進み、機械電気等の処理機能に支障をきたし、随時修繕をしながら、維持管理をしている状況であったため、今年度末で公共下水道への接続を予定しています。
収支計画では特定環境保全公共下水道の公共下水道への統合にかかる、処理施設解体整備事業費(処理場解体設計委託料、施設清掃委託料)については、(合併特例債を活用することから)一般会計で予算措置計上しています。
H30年度以降事業費は、約400,000千円で計上していますが、財政事情により、事業費の変動が予想されます。
また、流域下水道建設負担金につきましては、県が整備する流域下水道幹線、及び処理場の建設費を一部負担するもので、収支計画では平成32年度で流域下水道処理施設内等工事が縮小となる見込みですが、以後も流入量増加により処理施設増設工事、また継続した維持管理工事が必要と予想されるため負担金の計上をしています。

② 収支計画のうち財源についての説明

投資に対する主な財源は、社会資本整備総合交付金事業による国庫補助金と、地方債の借入と、受益者負担金(建設費に充当)です。
料金収入については、上水道1戸あたり平均排水量から、平均23m³/月/戸で積算しています。接続予定戸数については、過去の実績から見積もった接続戸数に、新規の供用開始箇所での接続予想戸数を加えて算出しています。さらに平成29年度からは特定環境保全公共下水道の公共下水道への接続に伴い、特定環境保全公共下水道分使用料を公共下水道使用料に計上しています。
収支計画では今後の人口減少も想定し使用料の減額も予想し算出していますが、供用開始区域については3年以内の接続の助成金制度を活用し、接続率向上に努め使用料増額を見込んでいます。しかし、事業全体からみれば、使用料収入は微々たるものであり、管渠建設費用にあてた地方債の償還金や維持管理費を料金収入では賄いきれないため、一般会計繰入金で経営を支える厳しい財政状況となる見込みです。
今後も継続的な未接続世帯への戸別訪問等、普及促進活動を強化することで使用料の増収に努めます。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

平成32年4月地方公営企業会計適用に向けて、収支計画では、平成29年度より資産調査・評価、資産台帳作成業務についての委託費を計上し、平成31年度より移行事務手続支援委託費、システム導入経費を計上しています。これら公営企業会計の適用に要する経費については元利償還金に係る財政措置(普通交付税措置)のある公営企業債を活用します。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

投資の平準化に関する事項	<p>まだ整備途上であるため平成32年度までは地方債残高の増加を見込んでいます。年間の事業費は4億円を目安に平準化しています。</p> <p>また、平成20年度供用開始からまだ8年であるため本計画期間中に耐用年数を超過する管渠はありませんが、将来的には管渠の更新費用が大きくなっていくことが予想されます。企業会計導入後に固定資産台帳等を活用し管渠施設の長寿命化や修繕に関する計画を立案することにより、更新に要する費用の平準化に努めます。</p>
--------------	--

② 今後の財源についての考え方・検討状況

起債に関する事項	<p>下水道施設の早期普及を優先しているところであり、起債は重要な財源として引き続き借入をしていくが、借入先や返済方法、返済年数を検討し、償還の平準化に努めます。</p>
----------	---

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	<p>使用料に係る業務について、水道事業とあわせた使用料徴収、滞納整理、窓口業務などの民間委託について、収納率の向上、窓口サービスの拡大の面からも、将来的に検討していきます。</p>
職員給与費に関する事項	<p>市全体の財政状況や経済情勢により整備事業量変動すると予想されます。事業規模や業務内容を把握し、職員数と業務量の整合性を精査し、人員の適正化に努めます。</p>
動力費に関する事項	<p>汚水はすべて和歌山県が運営する流域下水道処理施設での処理となるため、動力費や薬品費については、まとめて維持管理負担金として県に支払っています。県に対して処理場を効率的に運用するよう要望し、負担金の縮減に努めます</p>
薬品費に関する事項	同上
修繕費に関する事項	<p>平成20年度供用開始より8年目経過となることから、本計画期間中に耐用年数を超過する管渠はありませんが、将来的には、老朽化による修繕費、維持管理費が大きくなっていくことが想定されるので、企業会計導入後に固定資産台帳等を活用し、管渠施設の長寿命化や修繕計画をすることにより、修繕に要する費用の平準化に努めます。</p>
委託費に関する事項	<p>将来的には、老朽化による修繕費、維持管理費が大きくなっていくことが想定されるので、管渠の長寿命化に関する計画の策定委託を検討していきます。</p>
その他の取組	<p>供用開始区域については3年以内の接続の助成金制度を活用し、接続率向上のための未接続世帯への戸別訪問等の実施など、継続的な普及促進活動の強化に努めます。</p>

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	<p>経営戦略については、随時検証し、5年ごとの見直し、進捗管理を行います。また、平成32年4月に公営企業法の適用を予定しているため、適用後、収支計画を中心とした見直しを行う予定です。</p> <p>その後も、財政条件など大幅な変更があった場合については、計画等見直しを行います。経営状況を把握し、事業の効率化、健全化に取り組みます。</p>
---------------------	---